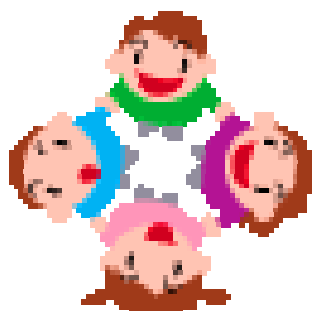


# 市民公益活動推進基本指針

～協働のまちづくりをめざして～



平成16年3月

(平成26年1月一部改訂)

塩尻市

## 【はじめに】

### 市民公益活動推進基本指針の策定について

今日の私たちを取り巻く状況は、少子高齢化の進行や国際化の進展、また市民のライフスタイルの多様化など、社会構造が大きく変化する中で、行政や企業では対応しきれない多様な市民ニーズが発生し、これまでの制度や仕組みの見直しが求められています。

また、市民が地域の問題に対して自発的に集い、多様化するニーズについて考え、社会貢献活動に積極的に取り組むようになってきております。

一方、核家族化や地域への帰属意識の希薄化により、市内各地域における自治会活動が停滞気味になってきております。そのため、区等の自治会活動においても見直しが求められるようになり、区長会による「区の在り方検討委員会」も行われているなど、新たな体制整備への取り組みが検討されております。

このような社会情勢の変化に伴い、市民公益活動団体と行政が、双方の得意とする能力や資源を出し合い、協働して今後の公共サービスを提供するという新しい概念や仕組みのルールづくりが必要になってきました。

この指針は、市民公益活動団体と行政との協働という部分に的を絞り、市民公益活動団体との関係及びルールを定義すると共に、市民公益活動を推進するための基本的施策を明らかにしました。

この基本指針を市民の皆様には十分御理解いただき、誰もがずっとこのまちに住んでみたいと思われるまち、「豊かな心をはぐくむ、文化都市」の実現を目指し、市民公益活動団体と行政とが新たな体制を構築し、協働でまちづくりを進めていく契機にしていきたいと考えております。

また今後は市内各地域において、区等の地域の繋がりを軸にした自治組織と同じテーマに自主的に集った有志でつくる市民組織が連携し、新たな地域づくりを行っていくことが望ましいと考えております。そんな時代が21世紀であることを確信しております。

終わりに、主体的にこの指針の策定をいただきました「塩尻市NPOとの協働基本指針策定委員会」の皆様には心より御礼申し上げます。

平成16年3月

塩尻市長 小口利幸

## 目次

基本指針の構成	3
1 基本指針策定の目的	5
2 市民公益活動の意義と協働の必要性	6
(1) 市民公益活動の意義	6
ア 市民公益活動の意義	6
イ 市民公益活動とNPO（民間非営利団体）の活動	6
ウ 市民公益活動とは	8
エ 市民公益活動団体とは	8
(2) 協働の必要性	9
ア 協働の必要性	9
イ なぜ協働なのか	9
ウ 基本指針における協働	9
エ 協働とは何か	9
オ 何を協働するのか	9
カ 協働の領域	10
3 協働により期待される効果	11
(1) 市民にとっての効果	11
(2) 市民公益活動団体にとっての効果	11
(3) 行政にとっての効果	11
4 協働の基本的な考え方	12
(1) 協働のルール	12
ア 対等・相互理解	12
イ 役割分担	12
ウ 自主性・主体性	12
エ 情報公開	12
(2) 協働の相手方	13
(3) 協働の形態	13
ア 政策提言	13
イ 事業協力・協定	13
ウ 委託	13
エ 補助・助成	14
オ 共催	14
カ 後援	14
キ 実行委員会・協議会	14
ク 情報提供・情報交換	14

5	協働の基本施策	15
	(1) 協働の環境整備	15
	ア 情報の収集と発信	15
	イ 人材の育成	15
	ウ 資金の確保	15
	エ 評価システムの研究	16
	オ 活動の場づくり	16
	カ 物資の調達	16
	キ 地域との連携の促進	16
	ク 企業との連携	16
	(2) 協働の体制整備	16
	ア 職員研修制度の充実	17
	イ 専門部署および協働推進員の設置	17
	ウ 協働市民講座の開講	17
	エ 協働ソムリエの育成	17
6	協働のまちづくり推進委員会の設置	17
7	市民交流センターの利用促進	18
8	基本指針を活かしていくために	18
	(1) 市民意識の醸成	18
	(2) 職員の意識改革	18
	(3) 市民と行政による「(仮称)市民公益活動促進基本条例」の研究	18
	基本施策体系図	19
資料		
1	塩尻市協働のまちづくり推進委員会設置要綱	20
2	塩尻市協働のまちづくり推進委員会委員名簿	21
(用語解説)		
	※ 公益とは	6
	※ NPOとは	7
	※ 非営利とは	7
	※ 狭義・広義のNPOとは	8
	※ 基本指針のNPOとは	8
	※ パブリック・コメントとは	15
	※ ワークショップとは	15
	※ ソムリエとは	17

## 【 基本指針の構成 】

この基本指針は次のような構成になっています。

### 1 基本指針策定の目的

P. 5

この基本指針は、市民公益活動団体と行政との協働の考え方やルール及び協働を推進するための体制を示すため、市民と行政が、共に知恵を出し合いながら策定したものです。



### 2 市民公益活動の意義と協働の必要性

P. 6 - 10

基本指針でよく使用される「市民公益活動」や「協働」といった言葉について、定義します。

- 市民公益活動の意義
- 協働の必要性



### 3 協働により期待される効果

P. 11 - 12

市民公益活動を促進し、市民公益活動団体が行政と協働することによって、どのような効果が期待できるのでしょうか。市民、市民公益活動団体、行政それぞれの立場で示します。

- 市民にとっての効果
- 市民公益活動団体にとっての効果
- 行政にとっての効果



### 4 協働の基本的な考え方

P. 12 - 14

協働のための基本的に押えておかなければならないルールと行政にとっての協働のパートナー（相手方）、そして形態について示します。

- 協働のルール
- 協働の相手方
- 協働の形態



## 5 協働の基本施策

P. 15 — 17

市民公益活動を促進するために行政に期待される土壌づくりや、市民公益活動を推進するための庁内体制の確立について示します。

- 協働の環境整備
- 協働の体制整備



## 6 市民公益活動推進委員会の設置

P. 17

基本指針策定委員会の精神を継承して、行政との協働事業を審査したり、また、評価したり、基本指針を継続して見直す組織である「(仮称)市民公益活動推進委員会」について示します。



## 7 市民公益活動センターの設置

P. 18

基本指針を活かして市民公益活動をより活性化するため、市民公益活動団体や市民が気軽に集い、活動する場、「(仮称)市民公益活動センター」について示します。



## 8 基本指針を活かしていくために

P. 18

基本指針を策定だけで終わらせないために、より実効性を持たせるための注意点について示します。

- 市民意識の醸成
- 職員の意識改革
- 市民と行政による「(仮称)市民公益活動促進基本条例」の研究

## 1 基本指針策定の目的

これまで、社会におけるサービスの提供は、行政や企業がそのほとんどを担っていたため、「公共的なサービスの領域は全て行政が対応するもの」といった意識が、市民にも行政にもありました。

しかしながら、少子・高齢化の進行や環境問題の深刻化など、近年の経済・社会情勢の変化に伴い、市民の生活や価値観も多様化してきており、公共サービスを行政だけで対応するのは難しくなっています。

また、時代の変化と共に多様化する市民ニーズに対して、行政サービスが肥大化していく傾向にあります。

その一方で、多くの市民が様々な分野で培った能力を活かして、幅広い社会貢献活動に取り組むようになってきました。

本市においても数多くの市民公益活動団体が、保健・医療、福祉、子どもの健全育成、まちづくり、環境など多方面にわたって活動しており、その活動の活発化と共に、新たな公共の担い手として、市民の期待も高まっています。

常に公平性・中立性を求められる行政が、個別化・複雑化する多様な市民ニーズや、新たな地域課題、社会問題に対応することが困難な状況になりつつあることから、これからの公共サービスのあり方は、市民と行政との「協働」が不可欠になってきています。これに伴い、公共サービスにおける協働の領域拡大と質の向上が求められています。

そこで、今回の「市民公益活動推進基本指針」は、市民公益活動や協働についての考え方や、協働のまちづくりを推進するに当たってのルール、体制整備についてその概要を示すことにより、「協働のまち・塩尻」を実現することを目的として策定したものです。

### (指針の目的)

1. 市民公益活動団体と行政との協働を推進する場合の基本的な考え方を明らかにすること。
2. 市民公益活動団体と行政との協働を実現するために、守られるべきルールを示すこと。
3. 市民公益活動団体と行政との協働を推進するための体制を提示すること。

## 2 市民公益活動の意義と協働の必要性

### (1) 市民公益活動の意義

#### ア 市民公益活動の意義

従来の物の豊かさから心の豊かさを求める時代へと変化してきた今、多くの市民が人間らしい暮らしや自分らしさの発見という自己実現の場として、様々な分野において自発的で主体的な活動を展開し始めています。

一方、地方自治体においては、市町村合併による枠組みの変化や地方分権の推進等を背景に、市町村の権限の拡大や自己責任による地域運営が求められるようになり、市民との「協力と連携」の関係構築がより一層必要となってきました。

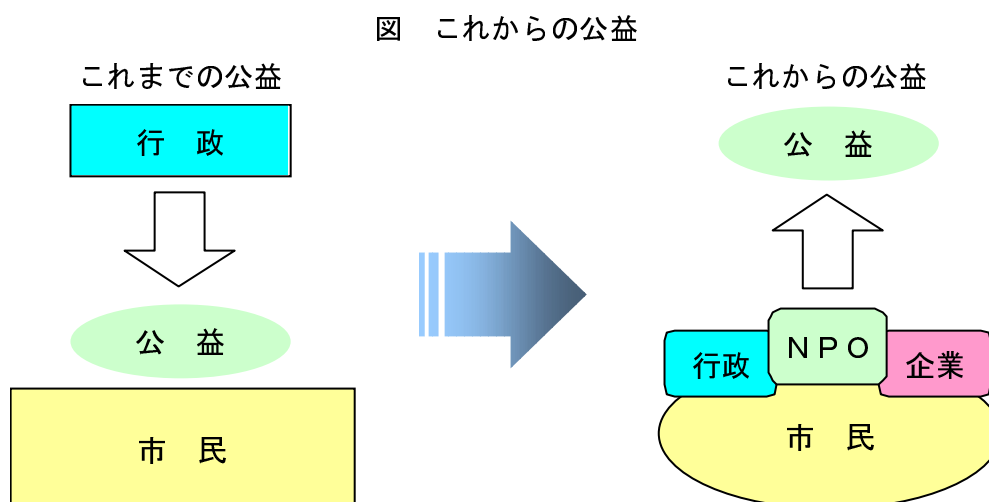
これからのまちづくりには、新しい公共サービスの質的向上を実現する原動力として、市民公益活動の活性化が必要です。

#### イ 市民公益活動とNPO（民間非営利団体）の活動

市民公益活動とは、よりよい社会をめざして、行政や企業とは異なる立場で市民ニーズに対応したサービスを提供したり、新たな地域課題や社会問題を解決するための、自発的で主体的な活動を言います。これはNPO（民間非営利団体）の活動そのものと言えます。

#### ※ 公益とは

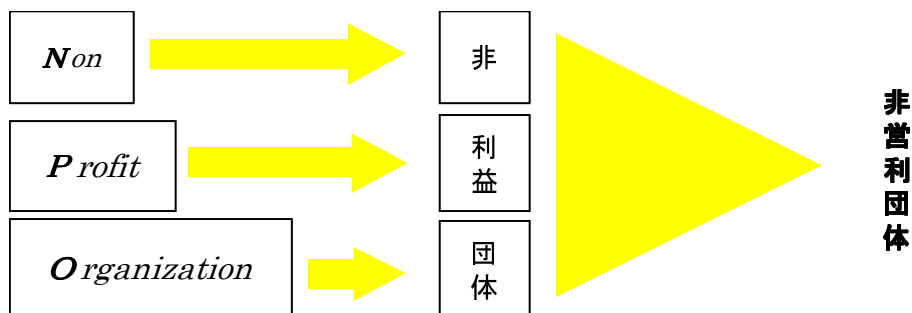
この基本指針では、国や県、市の利益というよりも、社会一般の利益を「公益」と定義します。公益は、行政だけでなく、市民も共に担う時代が到来しつつあります。





※ NPOとは

ノン プロフィット オーガナイゼーション  
*Non-Profit Organization*の略。非営利団体。



市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち特定非営利活動促進法（NPO法）により認証されたものを特定非営利活動法人（NPO法人）と言います。

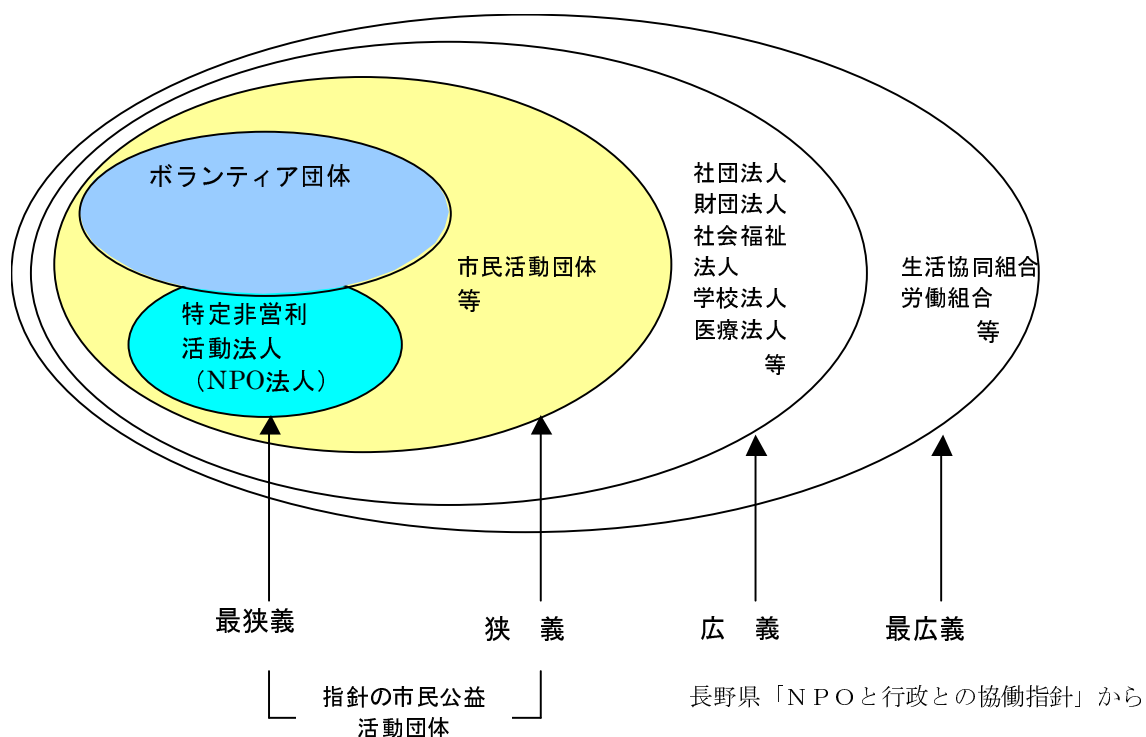
利益追求を目的とせず、社会的使命（ミッション）を実現していきます。

※ 非営利とは

営利を目的としないということで、無償で活動するという意味ではなく、また、収益事業を行ってはならないという意味でもありません。

利益があっても構成員に分配しないで、組織の活動目的を達成するための費用に充てることをいいます。

図 NPOの範囲



## ※ 狭義・広義のNPOとは

最も狭い意味でのNPOは、特定非営利活動法人（NPO法人）のことを指します。また、最も広い意味でのNPOは、同窓会・生活協同組合・趣味の会などの共益団体を指し、学校法人・医療法人・社会福祉法人などの公益法人も広い意味ではNPOです。

## ※ 基本指針のNPOとは

この基本指針の対象は、あくまで市民公益活動を行うNPO法人・ボランティア団体、市民活動団体を指しています。

## ウ 市民公益活動とは

この基本指針では、市民が行う自発的で非営利の活動を「市民公益活動」と定義します。（ただし、政治、宗教活動などは除きます。）

具体的には、次の条件を満たす活動のことを指します。

- ①市民の自発的な活動であること。
- ②塩尻市を基盤とする活動であること。
- ③営利を目的としない活動であること。（その活動から利益を生み出すのを禁ずるのではなく、利益の分配を禁ずるものです。）
- ④公益性のある活動であること。
- ⑤宗教、政治活動を目的としない活動であること。
- ⑥反社会的な活動でないこと。

## エ 市民公益活動団体とは

市民公益活動団体とは、次の条件を満たす団体です。

- ①市民公益活動を行う団体であること。
- ②その活動が塩尻市内で行われていること。
- ③会員の資格に対して、不当な条件を付さないこと。
- ④規約、会則等で代表者や運営の方法が決まっていること。
- ⑤独立した組織で活動が継続的に行われていること。
- ⑥暴力団もしくはその構成員の統制下になる団体でないこと。



## (2) 協働の必要性

### ア 協働の必要性

多様化する市民ニーズに対し、これまでのように公平・均一なサービス提供を基本とする行政だけでは、十分に応えることが難しくなっています。

これに対して市民公益活動団体は、個々の市民ニーズをより身近に捉え、これに基づいた活動を展開するため、よりの確で、きめ細かなサービスを独自の判断に基づき、先駆的に提供することができます。

行政や企業だけでは対応できない多様な市民ニーズに応え、より多くの市民が豊かさを実感できる地域社会を実現するため、市民公益活動団体と行政との協働の必要性が高まっています。

### イ なぜ協働なのか

協働によって市民公益活動が拡大・活性化することに伴い、現在、行政が行っているサービスや行政の担う役割が変わってきます。このことにより、行政のスリム化や効率化が図られ、いわゆる行政改革が促進されると共に、市民の発想や行動力を活かした市政運営ができるようになります。

また、協働することにより、市民公益活動団体自身も専門性、自主性を高めることができ、これにより、市民はより質の高い公共サービスを受けることができます。

### ウ 協働とは何か

協働とは、「異なる環境にあるものや、異なる考え方を持ったものが、互いを理解し合い、対等な立場で、共通の目的に向かって、期限を決めて、協力して活動すること」です。

### エ 基本指針における協働

この指針では「協働」を、市民がしあわせになるために市民公益活動団体と行政が信頼関係を構築しながら役割を分担して、市民のニーズや地域の課題解決等に対し、最適な公共サービスを提供していくことと定義します。

### オ 何を協働するのか

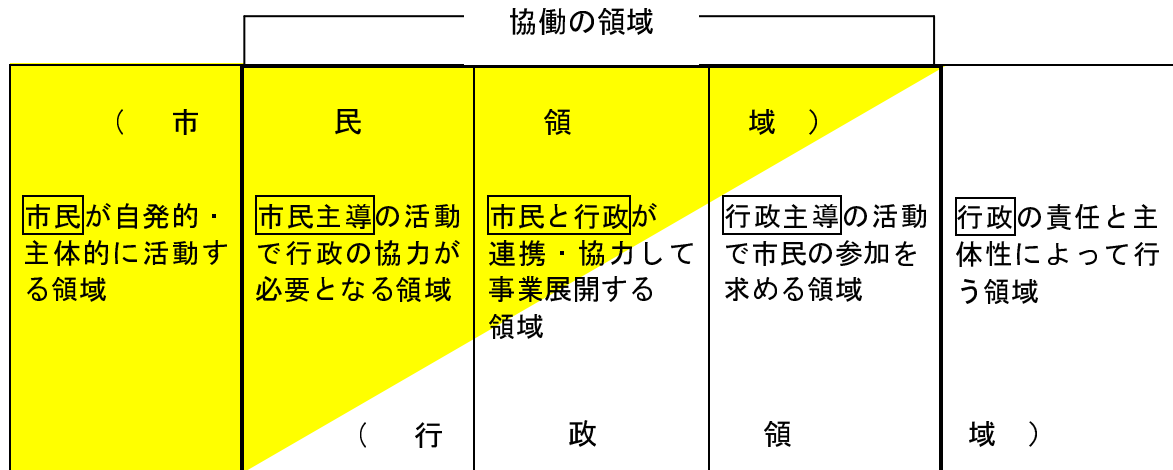
広く社会全般の利益を示す「公益」を実現するため、企画段階から実行、評価までの全ての過程において協働します。

これまでのように行政が主体となって公益の内容を判断したり、担う領域を決めたり（役割分担）するものではありません。

## 九 協働の領域

市民公益活動団体も行政も、それぞれ共に高い公共性を持っているため、活動領域が重なり合う部分があります。しかし、それぞれの特性を活かして協働するためには、お互いの役割をしっかりと把握し、協働の形態にあわせた双方の関わり方を整理し、考えていく必要があります。

図 市民公益活動団体と行政の協働の領域



市民公益活動団体は多様で多元的な価値観を持つものです。

市民公益活動団体の役割としては、市民感覚を活かして行政に提言する、政策提案機能も役割の一つであることを忘れてはいけません。

また、市民公益活動団体の先駆的な取り組みは、時には行政の政策と異なる場合もあります。それを認識したうえで、行政は市民公益活動団体との協働の領域を設定すると共に、よりよい地域社会の実現をめざしてしていく必要があります。

市民公益活動団体と行政は、公共サービスに関しては、共に協力関係にあることから、行政は市民公益活動団体ができる公共サービスには進出しないこと、また、現在行政が担っている公共サービスについてもサービスを担える市民公益活動団体が現れた場合には、できる限り領域を移行していくことにより、市民公益活動団体と行政との協働を推進します。

### 3 協働により期待される効果

市民公益活動団体は、公平・平等を原則とする行政や採算性を重視する企業では十分な対応が難しい、個別化・多様化する市民ニーズにきめ細かく対応できる可能性があります。

今後、市民公益活動団体と行政との関係は、協力し合って働くという意味での「協働」関係を原則とし、これにより多種多様な市民ニーズに応じていくことが望まれています。

#### (1) 市民にとっての効果

市民公益活動団体と行政とが協働して事業を実施したり、市民公益活動団体の活動が活性化することにより、公共サービスの幅が広がったり、選択肢が増えたりします。

これまで多種多様な市民ニーズを市政に反映することは、公平・平等を原則とする行政においては困難な部分もありましたが、市民公益活動団体が公益を担うことにより、ニーズに合った公共サービスを受けることができるようになります。

また、社会の一員として市民公益活動に参加することを通して、「心の豊かさ」を実感できるようになります。これらの効果は市民満足度の向上に寄与し、「豊かな心をはぐくむ文化都市」を創造することにつながります。

#### (2) 市民公益活動団体にとっての効果

市民公益活動が盛んになることにより、地域課題や社会問題に対する市民の関心がより一層高まり、市民公益活動団体の設立や活動への参加が促進されることが期待されます。市民公益活動団体が活性化し、その活動に対する社会的な認知が進むことで、市民公益活動団体はマネジメントの質を高め、財政的にも安定した取り組みができるようになります。

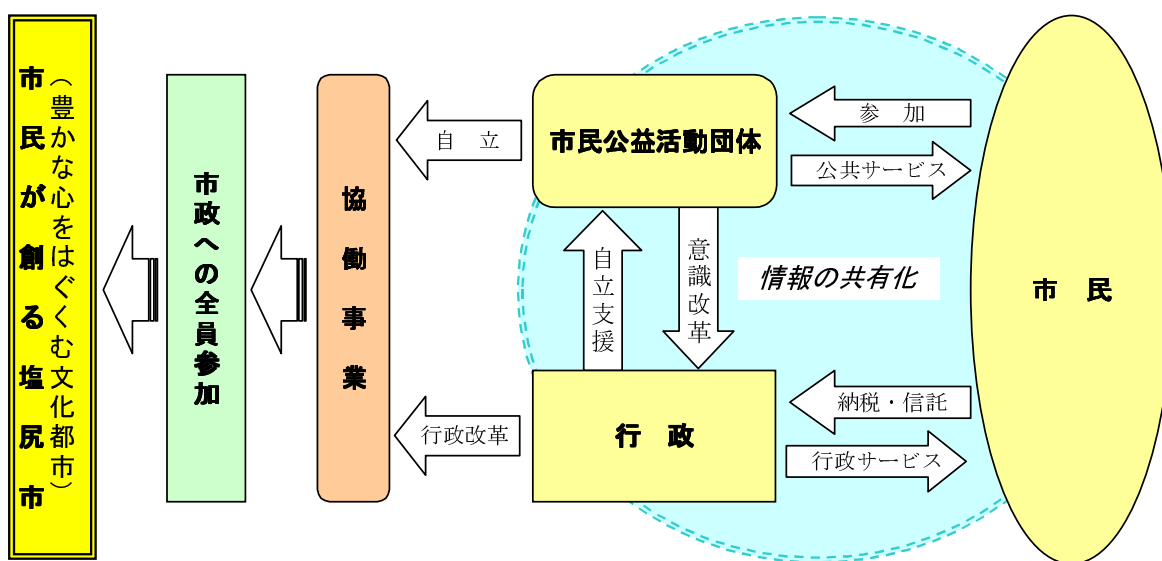
#### (3) 行政にとっての効果

市民公益活動団体と協働することにより、これまでの行政の仕事のあり方や庁内体制を見直すことで、職員の意識改革や行政のスリム化などが期待されます。

新たな市民ニーズを、よりの確に捉え、市民公益活動団体と共に対応することにより、地域の資源（情報、人材、資金、物資）を、より効果的に活用することができます。

今まで主として行政が担うと認識されていた「公益」を、柔軟性、先駆性などを持つ市民公益活動団体と共に担うことにより、行政の意識改革が期待されます。

図 市民公益活動団体と行政との協働のイメージ



## 4 協働の基本的な考え方

市民公益活動団体と行政との協働は、市民の理解を得るために、次の原則により行われる必要があります。

### (1) 協働のルール

#### ア 対等・相互理解

市民公益活動団体と行政とは、対等の立場として協働することが必要です。それぞれの特性を理解したうえで、協働を進めることが求められます。

#### イ 役割分担

市民公益活動団体と行政との協働においては、お互いの役割と組織の特性を踏まえ、目的を共有しながら役割分担することが必要です。これにより、本来すべきことと、そうでないことの整理が可能になります。

#### ウ 自主性・主体性

行政は、市民公益活動団体を対等なパートナーとして認識すると共に、協働に当たっては、市民公益活動団体が持つ特性が十分発揮できるよう、自主性・主体性を尊重します。

#### エ 情報公開

市民公益活動団体と行政との協働事業を推進するためには、必要な情報を

収集・共有し、透明性を確保することが基本原則です。また、協働事業の実施は、公募、公開を基本とします。

## **(2) 協働の相手方**

市民公益活動団体と行政との協働を積極的に進めるためには、行政がはじめから限定するのではなく、協働における相手方の範囲をできるだけ広く捉える必要があります。

協働の相手方の範囲は、活動内容の公益性から判断されるべきであって、組織の公益性から判断されるべきではありません。

この基本指針においては、NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体を協働の対象とし、行政との協働パートナーとします。

## **(3) 協働の形態**

市民公益活動団体と行政との協働には、一般的に次のような形態があります。ただし、協働事業を推進する中で、新しい基準や協働のあり方を創造することも必要です。

### **ア 政策提言**

市民公益活動団体が持つ専門的な知識や技術、地域に密着したきめ細やかな活動経験の蓄積をもとに、行政施策に対し独自の企画や代案を提案する協働の形態です。

### **イ 事業協力・協定**

市民公益活動団体と行政との間で、それぞれの特性を活かし、一定期間、継続的な関係のもとで協力して取り組みを行うものです。一般的には、取り組みの目的、役割分担、責任分担、経費分担、有効期限などの項目を取り決めた協定書を締結して事業を実施する協働の形態です。

### **ウ 委託**

行政が責任をもって担うべき分野や、行政では実施が困難な分野において、市民公益活動団体の持つ先駆性・専門性・柔軟性などの特性を活用し、より効果的な取り組みを進めるため、行政が市民公益活動団体に業務を委託する協働の形態です。

## エ 補助・助成

行政が市民公益活動団体の自立促進のため、補助金などの財政支出を行う協働の形態です。

## オ 共催

双方の知恵と役割を持ち寄り、市民公益活動団体及び行政が共に事業主体となって、共同で短期間の取り組みを行う協働の形態です。

## カ 後援

市民公益活動団体が主催する取り組みに対して行政が「後援」という形式で名を連ねることです。又は行政主催のイベント等に市民公益活動団体が「後援」という形式で名を連ねることもあります。主に金銭的支出を伴わない協働の形態です。

## キ 実行委員会・協議会

市民公益活動団体と行政とで構成された「実行委員会」や「協議会」が事業主体となって取り組みを行う協働の形態です。

## ク 情報提供・情報交換

行政が市民公益活動団体から施策に関する提案、協働の取り組みに関する意見、市民ニーズ等の情報を得ることや、相互に情報交換することも協働の形態です。





## 5 協働の基本施策

### (1) 協働の環境整備

市民公益活動団体と行政との協働を推進するためには、双方でより実効性を高めるための環境づくりが必要となります。

#### ア 情報の収集と発信

市民公益活動団体と行政とが協働を実現するためには、双方の情報収集と共有、情報発信が重要です。

情報の収集については、行政では「パブリック・コメント」などを導入し、積極的に市民の声を広く集めるよう努力します。また、双方で情報の共有化を図ると共に、効果的な情報の発信についても研究します。

#### ※ パブリック・コメントとは

行政機関が政策や制度の立案を行うに当たって、広く状況を市民に公表し、それに対する意見や情報などを考慮しながら意思決定を行う仕組みです。

#### イ 人材の育成

市民公益活動団体と行政の双方が市民に対して、協働に対する理解を広げていくための研修会や、実践活動を重視した「ワークショップ」を積極的に実施するなどして、市民公益活動の裾野を広げます。また、市民公益活動団体にとっては、特定分野における専門性をさらに高めると共に、マネジメント能力の向上を図る必要があります。

このことから、市民の理解と参加を広げ、市民公益活動団体のリーダーを育成するための研修会（ワークショップ）等と、市民公益活動の裾野の拡大と団体の自立支援等を目指した「まちづくりチャレンジ事業」を促進します。

#### ※ ワorkshopとは

講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造の場のことです。楽しみながら多様性を認め合い、また、自分の小さな一言が場を動かしていくことを知ることで、主体性や意識の向上を図ることが出来ます。

#### ウ 資金の確保

補助金、委託、基金、税等、資金の流れを伴うものについて、行政は、「協働マニュアル」を策定して透明性を確保すると共に、市民公益活動団体も、情報の透明性の確保に努め、説明責任を果たします。

また、市民公益活動団体が活動を行うための資金を集めやすい環境整備を図ります。

#### **エ 評価システムの研究**

市民公益活動団体と行政とが協働するという事は、協働すること自体が目的ではなく、よりよい市民サービスの実現をめざすものです。

そのためには、協働事業について公益性を重視した的確な評価を行う仕組みが必要であり、その仕組みづくりについて研究します。

#### **オ 活動の場づくり**

市民公益活動の活性化を図るためには、積極的な公共施設の開放が欠かせません。

また、市民公益活動を促進する環境づくりの一環として、市民公益活動団体を育成し、その活動をさらに発展させるための活動拠点施設を整備する必要があります。

そこで、市民の側に立った柔軟性を備え、総合的な情報発信、人材育成のための場、また、市民公益活動団体間の連携の場として「(仮称)市民公益活動センター」を整備します。

#### **カ 物資の調達**

市民公益活動団体に必要な機材・物資等を、市民や企業が提供しやすい仕組みづくりを研究します。

#### **キ 地域との連携の促進**

目的(テーマ)を掲げ、課題解決を進める市民公益活動団体が活動を進めていく上で、地域とのつながりや活動に対する地域の理解が大切になってきます。地域の生活に密着し、多くの市民参加によって形成される地域型のコミュニティ(地区や区)と市民公益活動団体との連携をすすめる仕組みを構築します。

#### **ク 企業との連携**

地域貢献を目指す企業と市民公益活動団体の連携の仕組みづくりや提案を仲介することによって、市民公益活動団体の自立・発展を促します。

### **(2) 協働の体制整備**

市民公益活動団体と行政とが協働事業を推進するためには、双方で、より実効性を高めるための体制づくりが必要となります。

## ア 職員研修制度の充実

市民公益活動団体と行政とが協働事業を推進し、より質の高いサービスを提供するため、「これからの公共のあり方」をテーマとした研修などを実施し、職員の意識改革に努めます。

## イ 専門部署および協働推進員の設置

市民公益活動団体と行政との協働及び支援施策を具体的に進める専門的な相談窓口を設置します。

また、この基本指針に基づき、全庁的に市民公益活動の推進を図るため、関係各課等に「(仮称)協働推進員」を設置することを検討します。

## ウ 協働市民講座の開講

市民が協働について学ぶ機会を積極的に提供するため、「(仮称)協働市民講座」を開講します。

## エ 協働ソムリエの育成

市民公益活動団体相互、市民公益活動団体と行政及び市民公益活動団体と企業をつなぎ、市民公益活動団体の運営やマネジメントに関する助言、協働事業のコーディネート(中間支援)を行う「(仮称)協働ソムリエ」の育成をします。

### ※ ソムリエとは

レストランなどでワインを中心とした飲み物の仕入れや保管管理、料理とワインの組合せ、販売サービスなど、ワインに関する一切の業務を担当する人のこと。

ここでは、協働に関する知識を有するだけでなく、組織の運営やマネジメント、イベント企画等の知識や経験を兼ね備えた、協働のプロデューサー又はコーディネーター的な役割を果たす市民を指しています。

## 6 協働のまちづくり推進委員会の設置

この基本指針に基づく市民公益活動推進基本施策等の効果的運用について、協議・検討・決定・評価する機関として「協働のまちづくり推進委員会」を設置します。

委員会は、市民公益活動団体と行政との協働事業の進め方や内容について協議・検討・決定・評価を行い、また、必要に応じて広く市民の意見を聴きながらこの基本指針の見直しなどを行います。

委員会の委員は、市民公益活動団体関係者、識見を有する者及び行政関係者によって組織します。

## 7 市民交流センターの利用促進

活発な市民公益活動の実現のため、「フリーコミュニティ」を中心とする市民交流センターの利用を促進します。

市民交流センターは、「図書館」「子育て支援・青少年交流」「シニア活動支援」「ビジネス支援」「市民活動支援」の五つの分野を重点分野とし、それぞれの機能を融合させることで、市民公益活動団体等の意識と技能を高め、その自立を促進させ、組織としての社会的機能を充実させる役目を担います。また、市民が身近にいつでも利用できることで、市民公益活動に対する理解を深めることもできます。

将来的には協働のまちづくりを推進するための施設として機能することを目指します。

## 8 基本指針を活かしていくために

この基本指針の実効性をさらに高めるためには、これまで述べてきた市民公益活動推進基本施策を着実に実行することはもとより、協働のまちづくりに向けて、次の点に留意することが必要です。

### (1) 市民意識の醸成

市民公益活動団体と行政との協働を実現するためには、市民も社会の一員としての自覚と責任を持つことが求められます。「自分たちのまちは、自分たちの手で支え、創造していこう。」という意識を市民自らが持つことが大切です。

このため、協働に向けた市民意識の醸成と、いつでも、だれでも、気軽に楽しく市民公益活動に参加できる環境づくりに努めます。

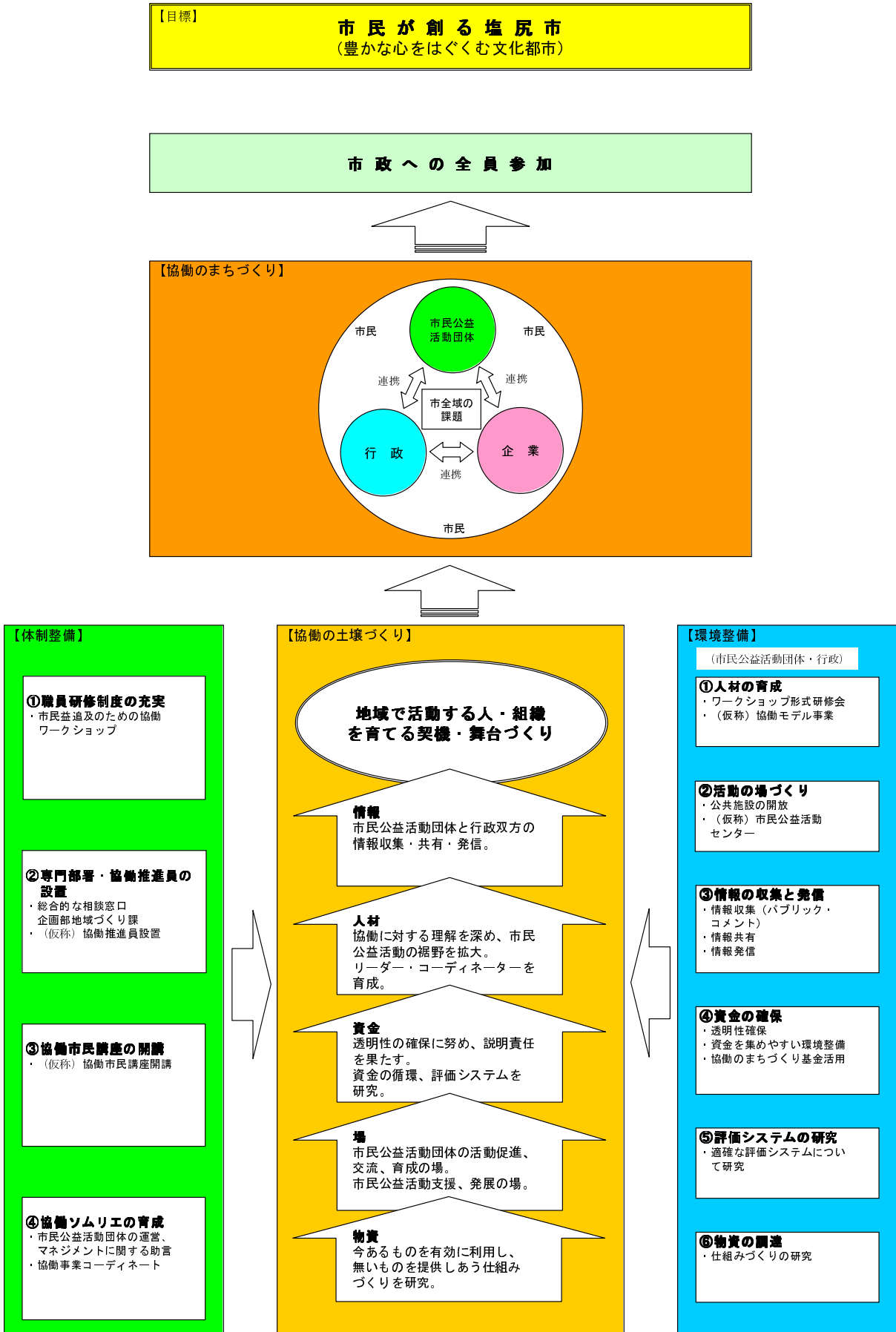
### (2) 職員の意識改革

市民公益活動団体と行政との協働を進めていくため、公共サービスの提供は行政だけが行うものと考えるのではなく、市民公益活動団体との協働により、役割分担して行うという考え方を、全職員が十分に理解し、実行に向けて取り組んでいきます。

### (3) 市民と行政による「(仮称)市民公益活動促進基本条例」の研究

市民公益活動の充実と、市民意識の醸成及び職員の意識改革の進展を見極めながら、将来的には基本理念、基本方針、市民参加の保障を盛り込んだ条例化も研究していきます。

# 【基本施策体系図】



# 資 料

## 1 塩尻市協働のまちづくり推進委員会設置要綱

平成17年8月30日

告示第97号

(設置)

第1条 協働のまちづくりの推進及び市民公益活動推進基本指針の効果的な運用について協議するため、塩尻市協働のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協働のまちづくりの基盤整備に関する事。
- (2) 市民公益活動団体の育成及び支援に関する事。
- (3) 市及び市民公益活動団体が協働して実施する事業の促進に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 区関係者
- (2) 市民公益活動団体関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民交流センター交流支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成17年8月31日から施行する。

附 則(平成21年9月29日告示第60号)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第8号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## 2 協働のまちづくり推進委員会委員名簿

(敬称略)

委員長	池内 典江	前協働のまちづくり推進委員 (再任)
委員	清水 英成	芦ノ田区長
	小笠原 恵美子	特定非営利活動法人長野サマライズ・センター 事務局長
	巢山 洋子	特定非営利活動法人ビレッジならかわ 副理事長
	西 京子	さくらフェスタ実行委員会代表 (Hoppe 代表)
	中澤 達夫	国立大学法人 信州大学地域戦略センター特任教授
	小野 宗昭	前協働のまちづくり推進委員 (再任)
	鷺見 真一	市民交流センター運営協議会会長
	堀内 泉	前協働のまちづくり推進委員長 (再任)

---

## 塩尻市市民公益活動推進基本指針

～協働のまちづくりをめざして～

平成16年3月 発行

平成26年1月 一部改訂

塩尻市市民交流センター 交流支援課  
〒399-0736 塩尻市大門一番町12番2号  
電話 0263-53-3350 / F A X 0263-53-3362  
E-mail collabo@po.city.shiojiri.nagano.jp

---

